

諮問日：平成29年3月27日（平成28年度（最情）諮問第40号）

答申日：平成29年6月9日（平成29年度（最情）答申第10号）

件名：司法修習生名簿（和光寮50音順）の一部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「第68期及び第69期司法修習生のうち、税務大学校の学寮に入寮した人数が分かる文書」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「第68期導入司法修習生名簿（和光寮50音順）」及び「第69期導入司法修習生名簿（和光寮50音順）」（以下、併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成28年12月22日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書の不開示部分のうち氏名を除くことにより、修習地及び組については、公にしても個人の権利利益を害するおそれがなく、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に規定する不開示情報に相当しない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件対象文書のうち不開示としたのは、司法修習生の氏名、修習地及び組に関する情報であり、これらの情報は、一体として法5条1号に規定する個人識別情報に相当する。

また、修習地及び組については、それだけで直ちに特定の個人を識別することができる情報とはいえないものの、司法修習生は、司法修習生間のやり取り等を通じて各司法修習生の修習地及び組についての情報を得ていることが少なくなく、本件対象文書は、和光寮に入寮した司法修習生を50音順に記載したものであり、音によっては修習地及び組と照らし合わせることにより、入寮者の特定が可能となる場合が考えられる。したがって、修習地及び組に関する情報は、氏名と一体となって個人識別部分に該当し、部分開示をすることはできない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年3月27日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年4月3日 苦情申出人から意見書を收受
- ④ 同年5月19日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年6月9日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 見分の結果によれば、本件対象文書には、和光寮に入寮した司法修習生の氏名、修習地及び組が、氏名の50音順に記載されており、音によっては一人又は少数の氏名しか記載されていない部分もあることが認められる。

そこで検討すると、本件対象文書のうち不開示部分には司法修習生の氏名、修習地及び組が記載されており、これらの情報のうち氏名が法5条1号に規定する個人識別情報に相当することは明らかである。

苦情申出人は、修習地及び組について、法5条1号に規定する不開示情報に相当しないと主張する。しかし、司法修習生は、司法修習生間のやり取り等を通じて各司法修習生の修習地及び組についての情報を得ていることが少なくないという最高裁判所事務総長の説明は不合理とはいえないこと、本件対象文書

には、司法修習生の氏名が50音順に記載されており、音によっては一人又は少数の氏名しか記載されていない部分もあることからすれば、修習地及び組の情報と照らし合わせることにより、入寮者の特定が可能となる場合があると考えられる。

そうすると、本件対象文書のうち不開示部分は、その全てが法5条1号に規定する個人識別情報に相当すると認められる。また、これらの部分は、いずれも特定の個人を識別することができることとなる部分に該当するから、取扱要綱記第3の2に定める部分開示をすることは相当でない。

- 2 以上のおりであるから、原判断については、本件対象文書のうち不開示とした部分がいずれも法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められるので、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人